

令和8年度生物統計家育成発展事業助成金取扱要領 新旧対照表

変更後	変更前	変更理由
<p>全体</p> <p>生物統計家育成発展事業</p>	<p>全体</p> <p>生物統計家育成推進事業</p>	<p>事業名変更</p>
<p>第18条</p>	<p>第18条</p>	
<p>(助成事業成果の報告等)</p> <p>第18条</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 機構が本助成事業成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査、フォローアップ調査等を行う場合（全助成事業期間中に行う場合を含む。）には、代表機関は、機構による当該調査等に回答その他の協力を行うとともに、研究者等をして、かかる協力を行わせるものとする。</p> <p>5、6 省略</p> <p>7 代表機関が、本助成事業成果に係る発明についての特許出願に対して、特許出願非公開制度に基づく保全審査に付す旨の通知を受領した場合、当該代表機関は、機構に対して、当該特許出願に関する情報等を速やかに報告するものとする。</p>	<p>(助成事業成果の報告等)</p> <p>第18条</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 機構が本助成事業成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査等を行う場合には、代表機関は、機構による当該調査等に対し協力するものとする。</p> <p>5、6 省略</p> <p>7 代表機関が、本助成事業成果に係る発明についての特許出願に対して、特許出願非公開制度に基づく保全審査に付す旨の通知を受領した場合、当該代表機関は、機構に対して、当該知的財産権に関する情報等を速やかに報告するものとする</p>	<p>フォローアップ調査の実施に伴う変更。</p> <p>表現の適正化。</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>	
<p>附 則（令和8年3月18日 07医研開第5926号）</p> <p>1 この要領は、令和8年3月18日から施行する。</p> <p>2 この要領の施行前に交付決定された「生物統計家育成支援事業」及び「生物統計家育成推進事業」における助成事業課題についての事業等に対しても、この要領を適用する。この場合において、第3条第1項に定める「助成事業」は「生物統計家育成支援事業」又は「生物統計家育成推進事業」と読み替えることとする。</p>		